

D 4 - 8
5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)
F N . D 4 - 4 - 0
鹿 免 管 第 2 9 4 号
鹿 免 試 第 4 5 号
令 和 7 年 4 月 7 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 講習指導係 TEL XXXXXXXXXX

初心運転者講習及び運転免許の再試験該当者に対する事務処理要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第10号に規定する基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習については、「初心運転者講習及び運転免許の再試験該当者に対する事務処理要領について（通達）」（令和3年3月11日付け鹿免管第276号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、別添のとおり「初心運転者講習及び運転免許の再試験該当者に対する事務処理要領」を見直したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年4月7日から施行し、旧通達は令和7年4月6日限り廃止する。

別添

初心運転者講習及び運転免許の再試験該当者に対する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習（以下「講習」という。）を指定講習機関に行わせる場合における運用上の留意事項及び運転免許の再試験該当者に対する事務処理要領を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 初心運転者期間

準中型免許、普通免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許又は原付免許を受けた者に係る当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年に達することとなる日までの間

(2) 基準該当初心運転者

準中型免許、普通免許、大型自動二輪免許、普通自動二輪免許又は原付免許を受けた者で、初心運転者期間内に、その免許種別に係る交通違反又は事故により累積点数が3点以上（1回の違反で3点になった者を除く。）14点以下のもの

(3) 再試験

期間内に基準該当初心運転者となった者に対し、その者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験

(4) 初心運転者講習

基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習

3 講習機関

講習は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する「指定講習機関」に行わせるものとする。

4 講習実施上の留意事項

(1) 講習時間

ア 準中型免許対象者、普通免許対象者、大型二輪免許対象者又は普通二輪免許対象者にあつては7時間

イ 原付免許対象者にあつては4時間

(2) 講習細目

別表「初心運転者講習細目」により実施する。

(3) 講習の編成

講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。

なお、初心運転者講習細目のうち、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1グループ3人以下で行わせること。

また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1グループ3人以下、グループ数は2以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法は次のとおりとする。

実施順序	1	2
グループ1	路上における運転演習	危険予測訓練
グループ2	危険予測訓練	路上における運転演習

(4) 教材

教材は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用すること。

ア 初心運転者の運転の特性

イ 場所（交差点、カーブ等）及び場面（追越し、側方通過等）に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

ウ 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識

このほか、鹿児島県の初心運転者の交通事故実態資料及び視聴覚教材を効果的に使用すること。

(5) 講習用車両等

ア 講習用車両は、指定講習機関に備えたものを次の区分ごとに示した車両を使用する。

なお、身体障害者用車両については、持込みを認める。

(ア) 準中型免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、特定後写鏡等を準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては車室内において使用すること。

(イ) 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、AT限定大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪とする。

(ウ) 普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。

(エ) 原付免許対象者に対する講習車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用しても構わない。

イ 講習に使用する準中型自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、運転習熟指導員（以下「指導員」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えること。

なお、身体障害者用車両についても必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。

また、講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示すること。

ウ 大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意

思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

5 講習の通知等

(1) 受講日時、受講場所等

ア 通知書には、講習所要時間、携行品（通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、筆記用具、講習手数料、通知手数料等）、服装等受講上の注意事項を記載した別紙1「初心運転者講習受講上の注意事項」を添付すること。

イ 受講日時及び受講場所については、受講させる指定講習機関と講習日時を指定して通知すること。

なお、講習対象者が、指定された指定講習機関・日時では受講に支障があると申し出た場合は、指定講習機関・日時の変更を認めること。

(2) 指定講習機関に対する講習対象者の通知

公安委員会は、指定講習機関に対し、講習対象者を初心運転者講習受講予定者通知書（別記第1号様式）により通知すること。

(3) 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置

講習の通知を受けた者がやむを得ない理由のため所定の期間内に講習を受けられず、その後講習を受けようとする場合は、「やむを得ない理由」のあったことを証明するに足る書類を提出させ、「やむを得ない理由」を十分に確認した後、改めて指定講習機関・日時を指定して受講させること。

(4) 講習の移送

ア 講習通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所移動していることが判明した場合は、その者に対して速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、初心運転者講習移送通知書（別記第2号様式）により移動先を管轄する公安委員会へ通知すること。

イ 講習通知が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所移動した場合で、講習対象者が新住所地都道府県の指定講習機関に受講申請を行おうとする場合には、住所変更を行ってから受講申請を行わせ、速やかに初心運転者講習移送通知書を送付すること。

(5) 講習終了者に対する措置

ア 講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対しては、初心運転者講習終了証明書（別記第3号様式）を交付すること。

イ 受講済みの登録

指定講習機関は、講習を終了した時は、初心運転者講習結果報告書（別記第4号様式）により免許管理課講習指導係（以下「講習指導係」という。）へ報告すること。

報告を受けた講習指導係は、速やかに講習終了の電算登録を行うこと。

(6) 講習終了証明書の再交付

ア 紛失、盗難等の理由による初心運転者講習終了証明書の再交付申請は、講習を終了したことを証明した指定講習機関の管理者（以下「管理者」という。）に対して行うものとする。

イ アの申請を受理した管理者は、受講の事実を確認し、再交付する初心運転者講習終了証書の右上部に㊟と朱書して交付すること。

6 講習指導監督上の留意点

- (1) 講習受講の受付の際に講習受講期間内（講習通知書が到達した日から1月以内）にある者か否かの確認をする必要があるが、通知書に記載された日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告させ、公安委員会において受講資格を確認した後、講習を受けさせること。
- (2) いわゆる身代わり講習等の不正を防止するため、運転免許証、免許情報記録個人番号カードその他の書類と本人とをよく確認させること。
- (3) 休憩については、所定の講習時間内（準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許対象者は7時間、原付免許対象者は4時間内）で必要に応じ、適宜取らせること。
- (4) 不必要な講習準備の遅れなど、実際に講習を行わなかった時間を講習時間として計上させないこと。
- (5) 原付免許対象者で、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不適当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに講習指導係を通じて公安委員会へ報告すること。

7 再試験

(1) 再試験該当者

- ア 初心運転者期間内に、正当な理由がなく初心運転者講習を受講しなかった者
- イ 初心運転者講習受講後、初心運転者期間内に交通違反等により政令で定める基準（2の（2）に同じ）に該当することとなった者

(2) 再試験該当者への通知

- ア 通知は、再試験通知書（別記第5号様式）に別紙2「注意事項（再試験）」及び別紙3「運転免許試験場の再試験実施日・再試験受験の諸費用」を添付し、配達証明付郵便により行うこと。
- イ 再試験通報（警察庁情報処理センターから通報される「初心運転者再試験通報」をいう。）を受けた時点において、行政処分の基準に該当している場合は、原則として再試験対象者に対し行政処分の手続をさせることとし、停止処分が執行されることとなる場合は、停止期間経過後に再試験の通知を行うものとする。ただし、再試験通報を受けた後に、行政処分の基準に該当することとなった者で、既に再試験通知を発送している場合は、この限りでない。
- ウ 再試験通知書を発送した場合は、郵便物配達証明書により、通知到達の有無及び到達日を確認すること。
- エ 再試験中止の通知
再試験通知を行った後、警察庁情報処理センターから「サイシケンヤメ」の通報がなされた者に対しては、再試験通知取消通知書（別記第6号様式）により、当該再試験通知を取り消す旨の通知を行うこと。

(3) 再試験移送通知

- ア 再試験該当者が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に転出していたときは、試験移送通知書（別記第7号様式）により、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付するものとする。
- イ 試験移送通知書の送付は、原則として書留郵便により行うこと。
- ウ 試験移送通知書を送付する時点において、既に再試験該当者に係る通知を行っている場合は、試験移送通知書の備考欄に「〇年〇月〇日再試験通知発送済」と

記載し、その旨を明らかにしておくこと。

(4) 免許試験課に対する通報等

ア 再試験対象者名簿の送付

免許管理課長は、再試験該当者に再試験通知を行った場合は、免許試験課長に対し、再試験対象者名簿と再試験通知書の写しを速やかに送付するものとする。

イ 再試験実施結果の登録

免許試験課長は、再試験該当者に対する再試験を実施したときは、その結果を電算登録するものとする。

8 再試験不受験者に対する措置

(1) 免許管理課長は、再試験通知をした者について、通知到達後1月経過時に情報処理センターに照会し、再試験該当の通報があれば、再試験を受験しなかった者として、再試験不受験による取消しのための意見の聴取手続を速やかに行うものとする。

(2) 免許管理課長は、前記意見の聴取の結果、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の4（再試験の受験期間の特例）に規定する、やむを得ない理由が存在したことによりいまだ受験期間内にあると決定された場合は、早急に再試験を受験するように指導し、改めて、再試験通知書を本人に交付又は郵送するものとする。

(3) 免許試験課長は、再試験対象者が再試験を受験しなかった場合は、その旨を免許管理課長に通知するものとする。

9 初心運転者講習対象者及び再試験該当者から除外される者

(1) 当該免許を受けた日前6月以内に当該免許に係る免許自動車等を運転することができる他の種類の免許（仮免許を除く。以下「上位免許」という。）を受けていたことがある者

(2) 当該免許を受けた日前6月以内に当該免許と同一種類の免許（再試験に係る取消し及び再試験不受験者を除く。）を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間（その免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上ある者

(3) 当該免許を受けた日前6月以内に当該免許に係る免許自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国免許を受けていたことがあり、かつ、当該免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間（その免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上ある者

(4) 現に受けている準中型免許を受けた日前に当該普通免許を受けていた期間（その免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して2年以上である者

(5) 当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者

(6) 交通違反等により免許の取消処分を受けた者

10 再試験該当者が免許を失効させた場合

再試験を受験せず、免許を失効させた場合は、道路交通法施行令第37条の2（再試験により取り消された免許に準ずるもの）の規定により、特定失効者とはならず失効手続はできない。

別紙1 (5(1)ア関係)

初心運転者講習受講上の注意事項

- 1 初心運転者講習（以下「講習」という。）は、準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許又は原付免許を受けた方で、免許の種類ごとの初心運転者期間（免許取得後の1年間。以下「初心期間」という。）に交通違反（事故）による合計点数が3点以上に達した方が対象になります。

※ 運転免許の効力の停止を受けた方は、その免許停止期間の日数分、初心運転者期間は延長されます。

2 講習時間

- (1) 準中型免許対象者、普通免許対象者、大型二輪免許対象者又は普通二輪免許対象者は7時間
(2) 原付免許対象者は4時間

3 講習手数料等

講習区分	講習手数料	通知手数料	合計
準中型免許対象者	円	円	円
普通免許対象者	円	円	円
大型二輪免許対象者	円	円	円
普通二輪免許対象者	円	円	円
原付免許対象者	円	円	円

4 講習に必要なもの

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、初心運転者講習通知書、筆記用具、二輪車用ヘルメット、手袋（二輪車、原付講習対象者）

5 服装

運転に適した服装で受講してください。
サンダル、スリッパ、下駄履き等では受講できません。

6 受講期間

講習は、この通知を受けてから1月以内の指定日に受けなければならないが、原則として講習日程の変更はできませんが、次の正当な理由等がある場合は下記担当へ御連絡ください。

- (1) 海外旅行をしていること。
(2) 災害を受けていること（現に台風、豪雨等に見舞われていること。）。
(3) 病気にかかり、又は負傷していること。
(4) 法令の規定により身体を拘束されていること。
(5) 運転免許の停止処分中であること、及び停止処分（意見の聴取）通知を受けていること。
(6) 法令の規定により免許の取消しを受けるおそれのあること。

7 再試験について

(1) 再試験の受験対象者

ア 講習を正当な理由なく受講しなかった場合

イ 講習受講後、初心期間が終了するまでの間に、免許種別ごとの交通違反（事故）による合計点数が3点以上に達した場合

(2) 免許が取り消される場合

ア 再試験に合格しなかった場合

イ 正当な理由がなく再試験を受験しなかった場合

8 初心運転者講習の対象となった方で次の条件に該当する場合は初心運転者講習を受ける必要はありませんので下記担当まで御連絡ください。

(1) 原付免許対象者については、仮免許又は小型特殊免許を除いた他の全ての免許を取得した場合

(2) 普通二輪免許対象者については、大型二輪免許を取得した場合

(3) 普通免許対象者については、大型免許、中型免許又は準中型免許を取得した場合

(4) 準中型免許対象者については、大型免許又は中型免許を取得した場合

9 正当な理由により期間内に受講できなかった方以外の通知は、1回限りです。

10 本講習に関し、質問、不明な点がありましたら下記担当まで御連絡ください。

〒 891-0122

鹿児島市南栄五丁目 1 - 2

鹿児島県交通安全教育センター内

免許管理課 講習指導係（初心運転者講習担当）

TEL 099-266-0111（内線 ■■■）

別紙 2 (7 (2) ア関係)

注 意 事 項 (再試験)

- 1 再試験は、この通知を受けてから 1 か月以内に受けなければなりません。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その期間が延長されますので御連絡ください。
やむを得ない理由とは、次のような場合です。
 - (1) 海外旅行をしていること。
 - (2) 災害を受けていること。
 - (3) 病気にかかり、又は負傷していること。
 - (4) 法令の規定により身体を拘束されていること。
 - (5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
 - (6) 免許の効力が停止されていること (普通免許に係る再試験を受ける方に限りません。)
 - (7) その他県公安委員会がやむを得ない理由があると認める場合
- 2 再試験を受ける際は、運転免許証と再試験通知書をお持ちください。マイナ免許証を保有している場合は、マイナ免許証も持参してください。
- 3 再試験に係る免許を受けた後に次の条件に該当する場合は、再試験が免除されます。
 - (1) 原付免許については、仮免許又は小型特殊免許を除いた他の全ての免許を取得した場合
 - (2) 普通二輪免許については、大型二輪免許を取得した場合
 - (3) 普通免許については、大型免許、中型免許又は準中型免許を取得した場合
 - (4) 準中型免許については、大型免許又は中型免許を取得した場合※ この通知書を受け取られた時点で、上位免許取得のため自動車学校へ入校中の方は、下記担当まで御連絡願います。
- 4 この再試験は、免許停止処分や違反者講習とは全く別ものであり、免許停止処分等を受けたからといって再試験が免除されるものではありません。
- 5 再試験を受験しなかった場合は、再試験該当免許の取消手続に移行します。
取消処分をする前に免許管理課聴聞係より「意見の聴取」に関する通知があり、弁解の機会が与えられますが、指定された日に出席されるかどうかは御自分で判断してください。出席しなかったことを理由に不利な処分を受けることはありません。
- 6 再試験を受けずに免許を失効させた場合は、道路交通法施行令第37条の 2 (再試験により取り消された免許に準ずるもの) の規定により、特定失効者 (うっかり失効、理由ある失効者) に該当せず、失効手続はできません。
- 7 再試験で該当免許が取消しになった場合は、点数制度による取消処分と異なり、免許を一定期間取得できない「欠格期間」がありませんので、翌日以降免許取得のための手続が可能となります。詳細につきましては免許試験課 (Tel 0995-65-2295) へお問い合わせください。
- 8 この通知に関し、御質問や御不明な点がございましたら下記担当まで御連絡ください。

担当

〒 891-0122

鹿児島市南栄五丁目 1 - 2

鹿児島県交通安全教育センター内

免許管理課 講習指導係 (再試験通知担当者)

Tel 099-266-0111 (内線 ■■■)

別紙3 (7(2)ア関係)

運転免許試験場の再試験実施日・再試験受験の諸費用

1 再試験実施場所

所在地：鹿児島県姶良市東餅田3934番地

施設名：鹿児島県運転免許試験場

電 話：0995-65-2295 内線：■■■■

2 再試験実施日

免 許 種 別	再 試 験 実 施 日	備 考
準中型免許	火 曜 日 ・ 木 曜 日 (祝日は除く。)	
普 通 免 許 (準中型5t限定免許を含む。)	月 曜 日 ～ 金 曜 日 (祝日は除く。)	
大型二輪・普通二輪免許	火 曜 日 ・ 木 曜 日 (祝日は除く。)	ヘルメットを御準備ください。
原 付 免 許	月 曜 日 ～ 金 曜 日 (祝日は除く。)	

3 受付時間

午前8時30分から午前9時10分まで

4 受付窓口

各免許種別とも総合受付

5 受験に必要なもの

- 免許証（マイナ免許証を保有している場合は、マイナ免許証も持参）
- 再試験通知書
- 免許申請用写真 2枚
(写真は縦3.0cm・横2.4cm・6か月以内に撮影された無背景・無帽のものに限る。)
- 受験手数料

免 許 種 別	手 数 料	内 訳	
		試 験 手 数 料	試験車両使用料
準 中 型 免 許	円	円	円
普 通 免 許	円	円	円
二 輪 免 許	円	円	円
原 付 免 許	円	円	

6 その他

- (1) 再試験の結果、不合格になった方は、受験した免許が取消しになりますので公共交通機関等を御利用ください。
- (2) 御質問、御不明な点がありましたら下記まで御連絡ください。

再試験の実施に関すること

免許試験課 0995-65-2295 (内線 ■■■■)

再試験の通知に関すること

免許管理課 099-266-0111 (内線 ■■■■)

別 表（４（２）関係）

初 心 運 転 者 講 習 細 目				
講 習 項 目	講 習 細 目	講習方法	講 習 時 間	
			準 中 型 車 普 通 車 大型二輪車 普通二輪車	一般原付車
1 安全運転意識の 向上	(1) 運転意識の改善の 必要性	講 義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面 談	25分	――
2 場内コースにお ける運転演習	(1) 運転技能の補正	実 技	60分	50分
	(2) 危険予測・判断の 実地訓練			
3 路上における運 転演習	(1) 運転行動の観察	実 技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する 配慮			――
	(3) 路上運転について の話し合い	ゼ ミ	30分	10分
	(4) 原付特別訓練 (場内コース)	実 技		(40分)
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカ ッション	ゼ ミ	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能 力の向上	講 義 (映画)	30分	30分
	*運転シミュレ ーターを使用 する場合	(3) 危険を予測した運 転	120分	――
		(4) 危険予測ディスカ ッション		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考 査	20分	20分
	(2) 新たな心構えの確 立	講 義	40分	20分
	(3) 総合講評			
講 習 時 間 合 計			420分 (7 時間)	240分 (4 時間)

別記

第1号様式（5（2）関係）

初 心 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名

管 理 者 殿

鹿児島県公安委員会

印

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を実施するよう通知する。

番号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証番号	講習指定 年 月 日
					免許情報記録番号	

第2号様式（5（4）関係）

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

鹿児島県公安委員会

印

次の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

第 号

初 心 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上の者は、 年 月 日道路交通法第108の2第1項
第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

第4号様式（5（5）関係）

初 心 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許の 種 類	免 許 証 番 号 ----- 免許情報記録番号	講 習 指 導 員 名	効 果 測 定 結 果

第5号様式（7（2）ア関係）

再 試 験 通 知 書

第

年

月

号
日

殿

鹿児島県公安委員会

印

道路交通法第100条の2第1項に規定する再試験を、次のとおり実施するので通知します。

なお、この通知を受けてから1月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されます。

再 試 験 を 行 う 理 由	
再 試 験 に 係 る 免 許 の 種 類	
再 試 験 の 場 所	1 2
備 考	別紙の「注意事項」を必ずお読みください。

第6号様式（7（2）エ関係）

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書

第 年 月 号
日

殿

鹿児島県公安委員会

印

年 月 日付け第 号で通知したあなたに対する
再試験は、次の理由により免除されました。
したがって、再試験を受験される必要はありませんので通知します。

理 由	
備 考	

第7号様式（7（3）ア関係）

試 験 移 送 通 知 書

第 年 月 号 日

殿

鹿児島県公安委員会

印

道路交通法第100条の3第1項に規定により、次の者について試験移送通知書を送付する。

初 心 運 転 者 期 間 の 経 過 時 に お け る 住 所	
氏 名	
免 許 証 の 番 号 等	第 年 月 号 日 交付 公安委員会
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 年 月 号 日 記録等 公安委員会
再 試 験 に 係 る 免 許 証 の 種 類	
再 試 験 を 行 う 理 由	
備 考	